

小金井市障害者計画の体系・骨子の検討

★重層的支援体制整備事業に関係する事業

現行 小金井市障害者計画		国・の方針 (第5次障害者基本計画)	市の方針 (第5次小金井市基本構想・ 前期基本計画)	小金井市の課題	次期 小金井市障害者計画の体系(案)			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	基本施策	施策
障がいのある人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていくける	基本目標1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり <基本施策> (1) 広報・啓発活動	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 - 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 - 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 - 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進	1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり 地域に住む全ての人（障がいのある人もない人も）が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がいの特性や障がいのある人を理解し交流できる福祉の意識づくりを推進します。	(1) 広報・啓発活動 ・今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、地域や職場などの障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、より実効性のある周知啓発・交流を行っていくことが必要。 ・幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要	障がいのある人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていくける 共生都市・小金井の実現 <small>(継承)</small>	1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり (1) 広報・啓発活動	(1) 広報・啓発活動 ①広報・啓発活動 ②支えあいのネットワーク ○「心のバリアフリー」の推進 (副籍交流) (職場での理解促進) (障害者週間の活用)	
	基本目標2 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり <基本施策> (1) 障がい児保育・療育・教育 (2) 社会参加の促進	8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 - 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 - 教職員の障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 - 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 - 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体化的支援 - 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 - 農業分野での障がい者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 - 障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくり - 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり - 障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり	2 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり - 特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、障がいのある子どもの個々に応じた指導とともに、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要。 - 地域の中では、就学前から卒業後の社会参加を見据えた生活までを見通して、学校教育・子育て・医療・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性及びその保護者等の状況に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要 (2) 社会参加の促進 - 障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要 - 企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が必要。 - また、収入面での問題を抱える障がいのある人もおり、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注及び販売機会拡大への取組等が必要 - 障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要。また、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要	(1) 障がい児保育・療育・教育 (2) 社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり (2) 社会参加や就労の促進	(1) 障がい児保育・療育・教育 ①障がい児保育・療育・教育の充実 ○（個々のニーズにあった教育） ②社会参加や就労の促進 ③多様な社会参加の機会づくり★ (障がいのある人とない人が自然に交流できる場や機会などの環境の整備) (障がいのある人の地域への参加)			

小金井市障害者計画の体系・骨子の検討

★重層的支援体制整備事業に関する事業

現行 小金井市障害者計画		国の方針 (第5次障害者基本計画)	市の方針 (第5次小金井市基本構想・前期基本計画)	小金井市の課題	次期 小金井市障害者計画の体系(案)			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	基本施策	施策
障がいのある人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていくれる 共生都市・小金井の実現	基本目標3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり <基本施策> (1) 居宅生活支援 (2) 施設サービス (3) 相談支援・情報提供体制 (4) 保健・医療 (5) 経済的支援 (6) サービス利用に結びついていない人への支援	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 6. 保健・医療の推進 ○精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障がい者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障がいのあるこどもに対する支援の充実	3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり (1) 居宅生活支援 ・福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要。 (2) 施設サービス ・障がいのある人の地域移行が求められる中、アンケート調査によると、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、グループホーム等の整備等の意見や通所サービス系事業所が不足していると感じている意見もあり、居住環境の整備・充実が必要 ・今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院やケアマネジャーなど支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 このように、それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要。 (3) 相談支援・情報提供体制 ・今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院やケアマネジャーなど支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 このように、それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要。 (4) 保健・医療 ・障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要。 (5) 経済的支援 ・障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知の推進が必要。 (6) サービス利用に結びついていない人への支援 ・発達障がいや高次脳機能障がいのある人は、障害福祉サービスなどの相談支援の充実とともにサービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障がい者など制度の谷間にある人に対する支援策の充実が必要	障がいのある人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていくれる 共生都市・小金井の実現 (継承)	(1) 居宅生活支援	①自立支援給付 ②地域生活支援事業 ③その他事業		
	(2) 施設サービス	①施設サービスの充実 (居住系サービスの充実) (通所系サービスの充実)						
	(3) 相談支援・情報提供体制	①相談支援体制の充実 (相談支援につながっていない人の働きかけ) (相談窓口及び事業内容の周知) (相談に即応できる体制の整備) ②情報提供体制の充実 ○包括的支援体制の整備★ (福祉総合相談窓口の周知) (地域活動支援センターの充実) (子ども・障がい・高齢各分野の連携)						
	(4) 保健・医療	①保健・医療の充実 ②医療に対する助成 ○重度障がい・医療的ケア児者支援の充実						
	(5) 経済的支援	①手当等の支給 ②諸料金等の助成 ③料金などの減免						
	(6) サービス利用に結びついていない人への支援	①サービス利用に結びついていない人への支援★						
安全・安心な生活環境の整備 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり <基本施策> (1) 自由な移動の確保 (2) 住まいの確保・整備 (3) 心の健康	2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障がいに配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点認証者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障がい特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障がい特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備	4 誰もが気持ち良く共に暮らせる環境づくり (1) 自由な移動の確保 ・障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であるとともに、障がいのある人の外出を支援するために、障がいのある人のニーズを把握し、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくなることが必要。 ・視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた支援方法及びコミュニケーション手段の理解を広めるとともに、その確保に努めていくことが必要。 (2) 住まいの確保・整備 ・今後も、障がいのある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要。 追加課題 今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、個々の特性への配慮の必要性を踏まえ、障がい者関係団体とも連携し、地域全体で取り組んでいくことが必要。	4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり (1) 自由な移動の確保 ○自由な移動の確保 (支援方法の周知啓発) (コミュニケーションツールの拡充及び理解促進)	(1) 自由な移動の確保	①自由な移動の確保 (支援方法の周知啓発) (コミュニケーションツールの拡充及び理解促進)			
	(2) 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援	○情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実						
	(3) 住まいの確保・整備	①住まいの確保・整備						
	(3) 心の健康 ⇒健康増進計画へ移行	①ニコロの健康づくり						
					(4) 災害発生時の支援	○防災意識の向上 ○災害発生時の体制整備 ○地域支援体制の充実 (地域の障がい者関係団体と連携した取組)		